

【参考】

(1) 社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰

多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著と認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣が表彰し、その功績をたたえるとともに、社会福祉の一層の向上を図るもの。

(2) ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰・感謝状

永年にわたり、福祉分野等のボランティア活動を率先して行い、その功績が特に顕著であると認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣が表彰し、その功績をたたえるとともに、広く国民のボランティア活動への参加促進を図るもの。

(3) 産科医療功労者厚生労働大臣表彰

多年にわたり地域のお産を支え、産科医療の推進に貢献してきた産科医等に厚生労働大臣表彰を行い、その労苦に報いることにより、産科医療従事者の意識の高揚を図り、もって産科医等確保対策の一層の充実強化に資することを目的とするもの。

(4) 薬物乱用防止功績者に対する厚生労働大臣、医薬局長感謝状

薬物乱用防止運動に関して、顕著な功績を示した団体又は個人に対して厚生労働大臣感謝状及び医薬局長感謝状の贈呈を行い、薬物乱用防止の一層の推進を図るとともに、国民の保健衛生の維持向上に寄与するもの。

(5) 介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰とあいまって、介護職員の働く環境改善を推進するもの。

(6) 援護事業功労者に対する厚生労働大臣表彰

多年にわたって戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護に関する事業に携わり、功績が顕著な者に対し、その功績をたたえるとともに、その労苦に報いるため、厚生労働大臣の表彰を行い、もって援護事業の推進を図ろうとするもの。